政務活動費のあり方の検討事項(令和4年度)

事項	現行の取扱い等	方向性
収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開に向けた対応		
1 領収書その他の証拠書類の事前確認		
(1) 証拠書類等の提示時期	・基本3か月ごと 4月~6月支出分 ⇒7月末日まで 7月~9月支出分 ⇒10月末日まで 10月~12月支出分 ⇒1月末日まで 1月~2月支出分 ⇒3月15日まで 3月支出分 ⇒4月10日まで	
(2) 事前確認の主な内容	・議長は、主として「使途が政務活動費に 充てることができる経費の範囲(政務活動 に要する経費)に適合しているか」及び 「添付書類の不足はないか」等について確 認することとする。 ・事前確認の結果、議長が修正、書類の追 加が必要であると認めた場合は、会派及び 議員は、修正等を行い、再提示する。 ・事前確認後、領収書その他の証拠書類に は、確認済みの表示を行う。	
(3) 実施の根拠	・令和2年12月7日の団長会決定に基づき 令和3年度から新たなしくみにより試行し ている。	
2 公開する書類のPDF化の手法等		
証拠書類等の枚数	43,888枚(令和3年度交付分)	
人員体制	常勤職員(専任)3名 非常勤(専任)2名 「うち、通年雇用1名、 年間で約7か月雇用1名	
PDF化の作業手法	-	
3 ホームページ公開の実施時期等		
(1)実施時期	【実施時期】 令和6年度(令和5年度交付分) <u>までに</u> <u>は</u> ホームページ上での公開を実施する。	
	【ホームページへの掲載時期】	
	《参考:紙による閲覧開始日》 ①収支報告書:6月下旬 (収支報告書等提出期日の翌日から起算して60日後) ②会計帳簿及び証拠書類の写し:9月下旬 (収支報告書等提出期日の翌日から起算して150日後)	
(2) 実施の根拠	・神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程第8条では、「議長は、政務活動費の指針、会派及び議員に係る政務活動費の収入及び支出その他政務活動費に関する情報について、ホームページへの掲載その他の議長が適当と認める方法により、提供するものとする。」と規定されている。	
	・当該条項に基づき、収支報告書の内容を 一表にまとめた「政務活動費収支報告書一 覧表」及び「政務活動費の指針」をホーム ページに掲載し公開している。	